

2023年4月11日



上場会社名 株式会社ケーヨー
代表者名 代表取締役社長 實川 浩司
(コード番号 8168 東証プライム)
問い合わせ先 常務取締役管理本部長兼経営戦略室長
北村 圭一
TEL 043-255-1111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年5月23日開催予定の第85回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

1) 事業目的の変更

当社事業の今後の展開に備えるため、現行定款第2条(目的)について事業目的を追加するものであります。

2) 株式の大量取得行為に関する対応策の削除

「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)は2023年5月23日開催予定の当社第85回定時株主総会の終結の時をもって満了となりますが、2023年2月7日開催の当社取締役会において、本プランを継続せず、廃止することを決議したため、関連する条文である第16条(株式の大量取得行為に関する対応策)を削除するものであります。これに伴い、現行定款第16条(株式の大量取得行為に関する対応策)を削除し、現行定款第17条以降の条数を1条ずつ繰り上げるものであります。なお、本プランの非継続については、2023年2月7日付けで別途開示しております「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の非継続(廃止)について」をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1) 石油製品の販売、自動車、その他の車輛及びその部品、用品の販売並びに各種車輛の整備、鈑金塗装	第1章 総則 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1) 石油製品の販売、自動車、その他の車輛及びその部品、用品の販売並びに各種車輛の整備、鈑金塗装

<p>業</p> <p>2) 建築資材、塗料、木材、金物、工具器具、住宅関連商品の販売並びに<u>建築工事の設計管理及び請負施工</u></p> <p>3) 家庭用電気製品、石油機器、ガス機器、消火器及び家具調度品、屋内装飾品の販売</p> <p>4) 家庭用品、日用雑貨、衣料品、靴、はきもの、かばん、袋物、雨具、寝具類の販売</p> <p>5) 医薬品、医薬部外品、医療用器具、化粧品及び度量衡器、精密機器の販売並びに薬局の経営</p> <p>6) 動物、動物用医薬品、ペット用品、植物、園芸用品、肥料、飼料、燃料、農薬、毒物劇物の販売</p> <p>7) スポーツ用品、釣用品及び楽器、テープ、レコード、書籍、紙類、文房具類、事務用機械器具、玩具、その他娯楽用品の販売</p> <p>8) 貴金属、宝石、眼鏡、時計、カメラ用品、美術工芸品の販売並びに写真の現像、各種鍵の加工</p> <p>9) 食料品、酒類、飲料水及び穀物、塩、煙草、切手、印紙の販売 (新 設)</p> <p>10) 前各号に関連するコンサルティング業及びフランチャイズ・チェーンシステムによる販売業務</p> <p>11) 小運送業及び旅行斡旋業</p> <p>12) 不動産の賃貸、売買、仲介及び駐車場の経営</p> <p>13) 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>14) 衛星放送、有線放送受信契約の取次業務</p> <p>15) ガス、電気等の公共料金の収納に関する代行業及び集金の代行業 (新 設)</p>	<p>業</p> <p>2) 建築資材、塗料、木材、金物、工具器具、住宅関連商品の販売</p> <p>3) 家庭用電気製品、石油機器、ガス機器、消火器及び家具調度品、屋内装飾品の販売</p> <p>4) 家庭用品、日用雑貨、衣料品、靴、はきもの、かばん、袋物、雨具、寝具類の販売</p> <p>5) 医薬品、医薬部外品、医療用器具、化粧品及び度量衡器、精密機器の販売並びに薬局の経営</p> <p>6) 動物、動物用医薬品、ペット用品、植物、園芸用品、肥料、飼料、燃料、農薬、毒物劇物の販売</p> <p>7) スポーツ用品、釣用品及び楽器、テープ、レコード、書籍、紙類、文房具類、事務用機械器具、玩具、<u>サイクル</u>、その他娯楽用品の販売</p> <p>8) 貴金属、宝石、眼鏡、時計、カメラ用品、美術工芸品、<u>古物、墓石、碑石</u>の販売並びに写真の現像、各種鍵の加工</p> <p>9) 食料品、酒類、飲料水及び穀物、塩、煙草、切手、印紙の販売</p> <p>10) <u>前各号に掲げる商品、関連商品のレンタル業及び輸出入業務並びに委託取次業務</u></p> <p>11) <u>前各号に関連するコンサルティング業及びフランチャイズ・チェーンシステムによる販売業務</u></p> <p>12) <u>一般貨物自動車運送業、貨物運送利用業及び倉庫業</u></p> <p>13) <u>不動産の賃貸、売買、仲介、管理ビルメンテナンス、保安業務及び駐車場の経営並びに一般廃棄物及び産業廃棄物処理業</u></p> <p>14) <u>旅行斡旋業、広告代理業、生命保険募集業、損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、福祉用具貸与業、介護支援業並びに一般労働者派遣業</u></p> <p>15) 衛星放送、有線放送受信契約の取次業務</p> <p>16) <u>ガス、電気等の公共料金の収納に関する代行業及び集金の代行業</u></p> <p>17) <u>商品の取付け施工、住宅の増改築及び住宅リフォーム請負、並びに建築、土木、造園工事の設計監理</u></p>
--	--

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>16) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第 3 条～第 15 条 (条文省略)</p> <p>(株式の大量取得行為に関する対応策)</p> <p>第 16 条 <u>当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために定める当社の株式の大量取得行為に関する対応策 (買収防衛策) (第 4 項に定めるものをいい、以下「本対応策」という。) について、株主総会の決議により定めることができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、本対応策の一環として、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p>1) <u>本対応策に定める一定の者 (以下「特定買付者等」という。) が新株予約権を行使することができないものであること。</u></p> <p>2) <u>当社が特定買付者等以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。</u></p> <p>3) <u>当社が特定買付者等から新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付することができること。</u></p> <p>3. <u>当社は、本対応策の有効期間満了前であっても、株主総会または取締役会のいずれかの決議によって本対応策を廃止、変更することができる。</u></p>	<p><u>及び施工</u></p> <p>18) <u>理・美容業、クリーニング業、印刷業、コピーサービス業</u></p> <p>19) <u>飲食店、喫茶店、遊技場、駐車場、スポーツ施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、薬局、医療施設及び文化施設の経営</u></p> <p>20) <u>発電及び売電に関する事業</u></p> <p>21) <u>金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及びクレジットカード取扱業</u></p> <p>22) <u>有価証券に関する投資及び運用業務</u></p> <p>23) <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第 3 条～第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p>4. <u>本対応策とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による当社の株式の大量取得またはその提案がなされる前に策定されるものをいう。</u></p> <p>第 17 条～第 37 条（条文省略）</p>	<p>第 16 条～第 36 条（現行どおり）</p>
---	-----------------------------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023 年 5 月 23 日（火）
定款変更の効力発生日	2023 年 5 月 23 日（火）

以 上